

平成27年度 第1回静岡県国土利用計画審議会

1 日 時：平成27年7月23日（木）14時30分～16時00分

2 場 所：静岡県庁本館4階特別会議室

3 出席者：16名

4 議 事：

（1）審議事項

- ・静岡県国土利用計画審議会会長の選任について
- ・平成27年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について

（2）報告事項

- ・平成27年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
- ・第五次国土利用計画（全国計画）（案）について
- ・第五次静岡県国土利用計画の策定について

5 配布資料

- ・次第、委員名簿、配席図
- ・【資料1-1】平成27年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について
- ・【資料1-2】平成27年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について（説明用資料）
- ・【資料2-1】平成27年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
- ・【資料2-2】平成27年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について（説明用資料）
- ・【資料3-1】第五次国土利用計画（全国計画）（案）について（説明用資料）
- ・【資料3-2】第五次国土利用計画（全国計画）（案）の面積目標について（説明用資料）
- ・【資料3-3】第五次国土利用計画（全国計画）（案）について
- ・【資料4】第五次静岡県国土利用計画の策定について
- ・参考資料-1 静岡県国土利用計画審議会条例
- ・参考資料-2 国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱

(司会)

それでは、定刻となりましたので、第1回静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

委員の皆様方の出席状況につきまして御報告をいたします。本日は当審議会委員20名のうち16名の皆様方の御出席をいただいております。静岡県国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の審議会は「国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱」に基づきまして公開で実施いたします。なお、本日の一般の傍聴者はお見えになってございません。

それでは、審議会開催に当たりまして企画広報部長から御挨拶を申し上げます。

(部長)

本日は今年度第1回目の静岡県国土利用計画審議会開催に当たりまして、大変お忙しい中、委員の皆様方には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本審議会は国土利用計画法に基づきまして、県土の利用の基本的な事項や土地利用に関する重要事項の審議をしていただくことを目的といたしまして、20名の方々に委員をお願いしております。このたび国土利用計画審議会委員の改選に当たりまして、委員の皆様方には快く御就任を御承諾いただきましたことを、重ねて厚く御礼申し上げます。

第1回目となります本日の会議でございますけれども、次第にありますとおり審議事項につきましては、静岡県の土地利用基本計画図の一部変更等になってございます。また、本日は今年の夏に閣議決定が予定されております第五次国土利用計画（全国計画）につきまして、国土交通省国土政策局総合計画課に御説明をいただくこととしております。よろしく願いいたします。

今後、県では新しい国土利用計画（全国計画）を踏まえまして、県の国土利用計画の改定作業も進めてまいります。委員の皆様から、新しい国土利用計画に対しまして、様々な御意見、御質問等もこの場で御発言をいただければ幸いに思います。

この国土利用計画（全国計画）でございますが、昨年度の本審議会で「国土のグランドデザイン2050」について、国土交通省国土政策局総合計画課から御説明いただいた経緯がございます。それに引き続きまして、今、国土審議会が開催されており、その中で国土形成計画と国土利用計画をセットで審議されておりました。本県の川勝知事も都道府県の代表委員として3月、6月とその審議会に出席してございます。私どもも陪席しております

が、この国土利用計画に対しましても耕作放棄地の解消でありますとか有効利用について、知事からも様々な要望、質問等も審議会場で発せられているところでございます。この7月30日にまた審議会がございまして、いよいよ国土形成計画、国土利用計画（全国計画）について、最終の審議がございまして、本日、皆様方からいただきました御意見等もまた知事のほうに伝えまして、30日の審議会にも臨んでもらうようにしたいと考えているところでございます。

限られた時間ではございますけれども、各委員の皆様方におかれましては、十分に御審議いただくことをお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いたします。

（司会）

それでは、早速でございますが、審議に入らせていただきます。本日は委員改選後初めての審議会でございますので、まず委員の皆様の中から会長を選任していただきたいと存じます。お手元の参考資料として、配付いたしました参考資料1、静岡県国土利用計画審議会条例でございます。

会長の選任につきましては、条例第4条第1項の規定によりまして、委員の皆様の互選によるものとされているので、御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（委員）

私は、前回も会長を務めていただきました経験豊富な袋井市長であります原田英之委員にお願いしたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

（司会）

ただいま原田委員の選出について御発言がございました。皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（司会）

ありがとうございます。それでは、御賛同いただきましたので、原田委員に会長をお願いしたいと存じます。それでは、原田委員、会長席へお願いできますでしょうか。

それでは、原田会長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(会長)

皆さん、こんにちは。会長に選任をいただきました袋井市長の原田でございます。前回もそうですが、割と長く会長を務めております。私、思いますのに、これは審議会ですから、皆さんで審議して、了解としてもらうことがある種、審議会の目的です。だけれども、事務局から出されたものを何の言葉もなく了解であったら集まる必要はないです。私は皆さんがお忙しいところを出てきていただいて、しかも大変な時間を割いてここにいるのですから、仮に原案に賛成、反対もあれなのですが、どんな意見でもいいから言って、この人がこういう意見を持っているのだということで、お互いにこれだけの人たちの英知をこの場で交錯させることが、こういう会議の意味だと思うのです。そういう意味では、会長を務めさせていただきますけれども、ぜひ何でも結構ですから発言をしていただく。そういうことでこの審議会を進めていきたいと考えます。事務局の皆さん方にはそういうことで迷惑をかけるかもしれませんが、ぜひよろしくをお願いします。

(司会)

ありがとうございました。次に、先ほどの本審議会条例でございますが、第4条第3項の規定によりまして、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するという定めてございますので、原田会長におかれましては、会長代理の御指名をお願いしたいと思います。

(会長)

わかりました。それでは、会長代理に町村会からの代表でおいでになっています込山小山町長をお願いしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

(司会)

それでは、以後の議事進行につきましては、審議会条例の定めによりまして会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(会長)

今回の議事は静岡県土地利用基本計画図の一部変更(案)です。最初に事務局から説明をお願いします。

<土地利用基本計画図の一部変更（案）について事務局より説明>

（会長）

ありがとうございました。ただいまの一部変更につきまして御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

（委員）

手続きを教えてくださいたいのですが、資料1-2の12ページに変更経緯等が書いてあるところなのですが、今回ここを優先度に応じてという話で、従前に、こういうケースが一連の点検の中であったとか、なかったとかということ、今後、点検の中で検討をしようとしているところがあるとかないとか、その辺を説明していただきたいというのが1点です。

それと点検というのが、県が自主的にされているということだと思っておりますけれども、これが例えば地域からの要請とかそういったものもあるのかなというところの2点、質問でございます。

（事務局）

ただいまの御質問は2点かと思いますが、まず1点目のこれまでのこういった自然公園区域の見直しがどのように行われてきたのか。あと今後の見込みがどうなっているかという点でございますが、県内ではこの天竜奥三河も含めて浜名湖、御前崎、奥大井、日本平と全部で5つの自然公園区域がございます。点検作業につきましては、自然公園法の改正を踏まえて、平成16年からこの5区域について点検作業を続けてきております。これまでに浜名湖地域、御前崎、奥大井ということで、天竜奥三河が5カ所目、最終のローテーションで、これまで区域の変更あるいは施設計画の変更等の見直しを行ってきております。

特に区域変更につきましては、平成25年度に奥大井の自然公園区域につきまして、こちらは区域面積の増ということなのですが、267ヘクタールの区域増を行っております。その前は平成22年度になりますけれども、御前崎について約1.2ヘクタール区域の縮小を行ってきております。今後についてですけれども、それぞれ指定からかなりの年数がたっているということで、平成16年度から全体の区域の集中的な見直しを行ってございますけれども、ほぼ十数年かけて1サイクルの見直しということですので、今後もいろいろな状況が出てきた場合につきましては、点検作業等を行いながら、必要に応じて対応していくということになろうかと思っております。

あと2点目の各地域からのこういった要望なりニーズがあるかということなのですが、今回、天竜奥三河の区域について変更を行うに当たりまして、この区域を所管する浜松市から状況がかなり変わってくる中で、区域そのものについても見直しをしてもらいたいというような要望も踏まえて、県としてそれらの声を聞きながら具体的な検証を行って、区域変更を行っていくという形で対応しているところでございます。

(会長)

よろしいですか。他にいかがですか。はい、どうぞ。

(委員)

この1件に関してはきちんとした手順を踏んで、きちんと点検作業して、しっかりやっていただいているということで、何も言うべきことはないのですが、この審議会の中で毎回出てくるのが結局、既成事実をつくっているからそこを点検して、そして、そこを外してという、後づけ、後づけでやっていく。そろそろこういう時代になってきたので、必ず守るべきものは何なのかというところの位置づけを。後から何かがあって点検をするのではなくて、必ずここはもう何が何でも、確かに個人の財産かもしれないけれども、県として次の世代の人たちに向けてもちゃんと守っていくという部分の線引きというか、そういうものをどこかでつくっていかないと。例えば、風光明媚な地域でこれから観光という、そこにちょっとしたホテルをととか、それで大型の施設とかというような話だって、場所によってはあるかもしれない。それが地域の活性化につながるということもあるけれども、もしかしたら10年後、20年後、あれさえなければというものだってあるのかもしれない。そういう中での規制をしっかりやっていくということ。それに対して今日の説明もそうなのですが、個別法での規制はあるけれども、この国土利用としては、何も武器がない。ある意味、理念だけは計画の中には入っているけれども、何かしらの押さえるべきものがない。

静岡県としてそれを国にやれということではなくて、静岡県としてそのところにおける武器が何かないのですかねというところは、この前もお話をしたのですが、例えば自然公園という中で何かをやるときには特別な税金がかかると、言い方はおかしいのだけれども、付加価値的なものがつくとか、何らかその土地を利用する人たちがそういう土地なのだという意識を、しっかりそれを自分たちの個人の財産として使うことに対して、何かを払っていく、何なりというようなことを検討するべきじゃないかと。

これはすごく時間のかかることですし、1年、2年でできるかどうかよくわからないけれども、多分10年後には必要になってくるかと思うので、この委員会の中でも県議の先生

たちが5人もいらっしゃるので、先生たちも一緒になって、何かしら静岡県全体の国土をしっかりと守ることに對して、行政が持てる武器、それがある意味、県が持てる武器が規制だけではなくて税金を掛ける何なりというところを持ってないかなと思うのです。

それには前々から言っているのですが、市町は住民と近く、どうしても身近な課題があるので、すぐに何かこのところをしてあげたいという思いが先行してしまう。どうしても土地利用は長い目で保つべきところ、開発するところの線引きをきっちりしていくところに、長い目でちょっと見てくださいというのは、県の役割だと思うのです。そのあたりの県の役割を担うという意味で、早く何とかその武器を持って欲しいなと思います。感想です。

(事務局)

おっしゃるように、その地域のあり方、土地利用のあり方をしっかりと長期的な考え方を持って進めていくということは非常に重要な話になります。一方で、現行でいろいろな個別法の法律がありますので、その法律は法律の中で準用していくという流れがあります。

最近ですと景観条例を各市町がつくられ、それに基づいて計画をつくって、しっかりと開発を抑制するところについては、エリアを区切って、将来にわたって土地利用を適切に保っていくというところがありますので、現行法令の運用ということと併せてやっていくことも重要になると思います。

もう1点、非常にアイデアがある御提案ということで、何らかの武器ということで開発等を行う場合について、そこから一定の負担を求めるような運用、仕組みも考えたかどうかということで御提案いただきました。なかなか日本の中ではまだそういった運用をされている都道府県はないのですけれども、ヨーロッパ等に行きますと、例えばオーストリアでありますと森林保護税のような形で、森林を伐採し現況に復旧しないで開発を行う場合については、一定の負担を求めるといった制度もございます。さらに国内の動きですと農地の耕作放棄地という問題もありまして、現状では農地ですと耕作放棄地化されていても、宅地と比べて約10分の1の税金になっているわけなのですが、耕作放棄地化されているところについては宅地並みの課税をとった動きもあるかと思っておりますので、これもちょっと視点は違いますが、先生が言われたしっかりと将来にわたって土地利用を図っていく上での税制、別の切り口からの抑制効果ということにもつながるかと思っております。

今後、来年度に向けて県の国土利用計画の見直しという形でいろいろ検証してまいりますので、今、御提案いただいている内容の情報収集、検証等といったものもあわせて出来

ればと考えております。

(会長)

ありがとうございます。審議会として本件についてイエスとノーの結論を出さなくちゃいけないのですけれども、その点についてはいかがですか。

(委員)

今、提案されている公園区域の縮小につきましては、私はよくこの現場を知っているのです。この西側については天竜川が流れていまして、その高低差が10メートル以上ある。そして、この区域については既存の住宅が既にかなり建っている。この建築年数からいって多分もう25年から30年以上建っている住宅地が多いですね。

この写真を見てもわかるように、これは11ページの写真ですが、前面道路も多分4メートル未満の道路で、その両側に家が建っているわけなのです。下のほうの写真、②地域内から撮影というところ、この現場は道路よりも高いところにかなり家が建っている現状なのです。これは多分行政からの解除の要請だと思うのですけれども、これは防災面からいっても、防災しようと思っても公園法にひっかかっていると手がつけられないと思うのです。そういう面からここを解除しても現状として大きな開発等が行われる可能性はほとんどない地域です。多分行政から要請があったのは、地域からの要望で防災面を何とかしてくれという要望だと思うので、公園法の中の土地ではあるけれども、公園地域が大幅に変更されることはないと思うものですから、個人的には問題ないなと思っております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。今のいただいた御意見、内容のことはよく知っている委員さんとして、私はそういう意見はすごくいいと思うのですよ。仮に委員が反対のことを言って、だめだよという意見のことだってあり得るし、私は議論してくれるというのが一番望ましいと思います。そういう意味ではとてもいいところ、知っている方のいい意見です。よろしゅうございますか、反対の方はおりますか、よろしいですか。

では、審議会としましても審議案につきましては原案のとおりということで審議を終わらせていただきます。

(事務局)

先ほど御審議いただきました案件につきましては、今後国土交通省と本協議を行いまし、9月中には県公報で公表していく予定で考えておりますので、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、引き続きまして報告案件ということでよろしく申し上げます。

＜森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について事務局より説明＞

(会長)

ありがとうございました。今、3件の話がございましたけれども、いずれはこの審議会の審議案件となる。その前の段階でこういう状況となっており、御意見ございましたらお願いします。これは報告だからイエス、ノーじゃなくて意見をどうぞ。

(委員)

エネルギーの問題ですとか今の時代の産業の重要性、あと高速道路がここを通らないと実際機能が発揮しないわけですから、そういう背景の中で森林が減っていくという状況になっているということなのですが、ちょっと変な言い方ですけど、道路は突然ここをもう使わないからという状態にはならないと思うのです。非常に気になっているのが、後ほど国土利用計画（全国計画）で説明をいただく資料にもあるのですが、「使わなくなったらそれは山に戻るからいいじゃないの」というものではないことは、私もその通りだと思っていて、とりあえず今、エネルギー問題とかの中でこれは開発してやっていきましょう。だけど、社会情勢が変わると、この土地利用とかこの機能がどう担保されることが大事だと思うのです。その比較の中である程度たったら、要は、これをやっても売電価格が減ったからもうやっていけないという話になったときに、果たしてここがどう担保されていくのか。

エネルギー問題としても世界の中で貢献するがゆえに森林を減らしてやっていきましょうという中で、論理づけられて開発が認められていくことになったときに、それがどのぐらいまで担保されるのか。もしそれがなくなったときには、この一般的な話としてわかるのですけれども、ほっといたら元の森に戻るからいいじゃないのという論理が通らないわけですから、そのときにどうやっていくかという長期的視点の中でこういう土地利用の、それこそ先ほどのお話ではないですけど、ちゃんとしたこちらの武器というのですか、そういうものを検討していく必要がある時期に来ているのかなと、先ほどの意見はまさにすごく賛成なのです。

こういう場面においてもエネルギー問題で太陽光発電として非常に重要で、こういうも

のが必要だからやります。だけど、なぜこの土地だったのかという疑問だってあるわけです。ほかの土地でもできるはずだと。でも、あえて森林をなくして太陽光発電をしたということは、ずっとエネルギー対策として担保されていることが県民として望むことだろうと。そのあたりをきちんと考えていかないといけないかなというところ、あくまで感想ですけども、今思っているところです。

(会長)

壊した森は戻らないといった要素がその裏にあるのですかね。

(委員)

そうですね、それでなおかつ民間の事業ですのでいつまでやるか、全く担保されていないように感じるのですね。

(会長)

それは袋井市の案件も自動車の部品もいつまで取り扱うかはわからないですね。この部品をいつまで必要になるか、そういう意味ではさっきの道路をつくるということはちょっと意味が違う気は基本的にします。

(委員)

こういう土地利用は今の時点では非常に重要で、やることに対して異議はないです。だけれども、これは長いスパンの中でずっとそれが使われることを前提にしたものであってほしいということです。今ある都市の中で起こっていて、市街化調整区域とのfringe(周辺)部分で開発はしました。でも、人口が減ってそこがどんどん空き地になってきたときに、それは今後どうしたらいいかということにもつながってくると思うのです。やはりそういったことをしっかり考えていくべき時期が来ているのかなというところで、これを切り口にお話しさせていただきましたけれども、感想と意見として。

(会長)

私はこういうことに対していろいろな意見をこの場を出してほしい。こういったほうが審議会として健全ですという意味で、いろいろな御意見をお伺いできればと思います。

(委員)

かつての仕事で、会社でスキー場をやっておりました。スキー場は大分人気なくなりました、撤退いたしまして、自然公園区域にスキー場が結構ありまして、国立公園等もございいます。国の土地の借地であったりするところもありますし、民地のところもございいます。スキー場を撤退したときには、自然公園区域では原状回復しろということがございま

して、例えば構築物の基礎とかまで全部撤去するとか、その後植栽をするということなので、すごくお金がかかるのですけれども、スキー場をやり続けるよりも壊すほうがかかるお金が少なければ、企業は壊しますので、実際そういう指導はかかっています。

また、神奈川県内ではケーブルカーを撤去いたしまして、そこは完全に山に戻したというか、植えるものは、周りに生えている環境と同じものを復旧するよというということで、チェックもございまして、実際にやって、植栽がちゃんと定着しているとか等も見て、ここまでだったら良いでしょうということ、実際の行政指導として行われています。

(委員)

多分それは良心的でいい企業ですよ。ある意味体力もある、しっかり営業がなされている。大体、やめるときは英断として、これ以上やったら赤字が続いてしまうとってばさっと切るやめ方と、二進も三進もいなくて本体がだめになって潰れてしまっているというやり方とあります。問題は本体がだめになって、結局それをやってくれる母体は、もうこの世の中になくなったというときでしょうか。それでもやっぱりそれは大切な静岡県の土地だからというときに、静岡県として何らかの担保というか、そういうものを回復するために投資できるお金を持っていないと私は不安だと思うのです。

そのお金をどこから取っていくかという一般財源ではないだろう。何らかの税を取って、そういうふうにならなくなったところは、元の土地利用に戻すための基金なりを各県各市、静岡県は持っていたほうが安心だなと思うのです。

そうするとそれはどこから基金としてもらうというよりは、税としてもらっていくなり、うまくお金が回る仕組みがないかなと。土地を守るために少しお金が出せる仕組みがないかなというのは、税の専門家なり土地利用の専門家という人たちがチームを組んで、考えるべき時代に来ているかなと思います。

(会長)

今、おっしゃってくれたことは、私もある種承知しています。今、市町は企業の誘致合戦なのです。そこまで端的に言うと、「袋井市はやめて、隣の市町にします」ということになる。「何が何でも来てもらえばいいのだからという時代は過ぎています」というのはお二人の意見と思う。公共的なことを考えたら、目の前のものおいしいと思ってとにかく食べちゃうというのは、あまりよくないことと思います。これはまた、市長会、町村会の場合でも意見を伝えたいと思います。また県にもそういう点はよろしく願います。

さて、それでは次に移りまして、第五次国土利用計画（全国計画）につきまして、今日

は企画広報部長の挨拶の中にございましたように、国土交通省の国土政策局総合計画課から説明に来ていただいておりますので、よろしくお願ひします。

<第五次国土利用計画（全国計画）について国土交通省より説明>

（会長）

ありがとうございました。終わりの時間が近づいてきたのですけれども、せっかくお越しいただいて、御質問を、はい、どうぞ。

（委員）

資料3-1の3ページの枠のところに「大都市等」とあるのですが、「大都市等」というのはどのような都市をイメージすればよろしいのでしょうか。

（国交省）

ありがとうございます。上のポツのほうで国土を荒廃させないということで、マイナスを何とかゼロにしましょうということが書いてございます。一方で、下のポツは、土地の有効利用、高度利用をしていきたいと思いますということになります。一般的には大都市圏でございますけれども、地方の都市等がございますので、大都市だけに限りませんということで「等」をつけているということでございます。

（委員）

今、あいた土地を荒らさないようにしましょうねと。でも、有効な土地で大都市という、限られるというイメージがあったので確認させていただきました。

（委員）

資料3-1の3ページに災害リスクの高い地域の利用制限が今回盛り込まれたということで、静岡県は真っ赤でその対象区域でしょうし、災害想定等々出ている中で、随分いろいろな市町が今後いろいろな計画をつくっているのですが、これはどういうことなのかということと、あと東北の震災を見ていると来るものは来る、いかにその後早くに復興ができるかということが大きなポイントだなということは、多分日本が学んだことだと思っておりますが、その中で土地利用として学んだと、要は東北の震災を踏まえた中で、そういったことがこの土地利用の中でそういう視点が入っているのかどうかということと、あともう1点、この資料3-2の1ページ、土地利用の全体の数が出ているのですが、宅地とか工業用地、その他の用地等々の面積は変わらないのですが、道路だけは確実に増えている。5万

という数字で増えているのですけれども、このあたりは日本の国全体がどういうふうなイメージを持てばいいというか、どういう形になってくるのかなど。用途は全然変わらないのだけれども、道路だけがこれだけ増えるのはどんなイメージを持たれてこれをつくられたのかということをお教えいただければと思います。

(国交省)

ありがとうございます。まず3ページの災害リスクエリアは、かなり誤解を招く図かもしれません。ある一定の基準を置けばリスクエリアになるということで、言いたかったのは比較的狭い面積に多数の人口が住んでいるということでございます。全部が土地利用で解決することはありませんので、当然防災・減災が必要でございます。あるいは復興を速やかに行うということで、絵の中にはそういうことが書いてございます。

イメージは4ページの右側でございますが、例えば水色は津波リスクエリア、赤色は土砂災害リスクエリアでございます。人が住んでいる状況であれば、その近くにリスクのない平地、使われていない林地等々があつて、高台移転等の機会があればそういったことも考慮してほしいということでございます。当然、開発のコストでありますとか利便性等の事情がございますので、全部がこの通りということではございません。ただ、今まであまり防災リスクが、例えばコンパクトシティですとか考慮されてこなかったということがございますので、こういうものも考慮してほしいということでございます。

それから、2点目の道路でございますけれども、これは資料3-2の6ページを御覧いただければと思います。いろいろなものが減少や横ばいになっている中、道路だけ増加ということでございますが、1つはこの左側の図でございますように、過去、道路整備は大変大きな伸びがございました。これは、例えば住宅地、人が住まれていなくてもその先に住宅地があれば道路をなくすことはできません。それから今回、国土形成計画は説明いたしませんでしたが、コンパクトとかネットワークということがあります。都市等をコンパクトにしながら、ネットワークで結ぶことによって諸機能を確保していく。自分のまちの機能と隣のまちの機能を使えば、両方とも維持していける。そのためにネットワークが必要であるということでございますので、道路につきましてはある程度の整備が必要であろうということでございます。ただ、市町村道、生活道路等につきましては、住宅地は横ばいになってございますので、今回大きな伸びはございません。というわけで道路は伸びが目立つ状況でございますけれども、道路だけとってみれば、今までから見てかなり抑制をしたものになっていく状況になります。

(会長)

ありがとうございます。時間もそろそろ時間が来ましたので、事務局から何かありますか。

<第五次静岡県国土利用計画の策定について事務局より説明>

(会長)

どうもありがとうございます。

(部長)

それでは、御審議ありがとうございました。土地利用基本計画図の一部変更につきましても、御審議いただきまして誠にありがとうございます。会長の適切な会議運営と皆様方に多くの御意見をいただきまして、特に林地開発の部分は、開発をどういうふうにするかというのは、確かに御指摘のとおりでありまして、林地開発の時点でそれなりの審査を経ていると思いますけれども、これからまた我々も新たな全国計画や人口減少していく状況を踏まえたより良い計画とこの審議会での議論を図っていくようにまいりたいと思います。本日は長時間にわたりまして大変にありがとうございました。

(司会)

それでは、以上をもちまして、平成27年度第1回静岡県国土利用計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —